

ひめじ農産物ブランドマーク使用届出要領

(目的)

第1条 この要領は、「ひめじ農産物」及び「ひめじこだわり農産物」のブランドマーク（以下「ブランドマーク」という。）の使用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「ひめじ農産物」とは、姫路市内の生産者が生産した農産物をいう。

2 「ひめじこだわり農産物」とは、「ひめじ農産物」のなかで生産者がこだわりを持って生産した特長のある農産物として次に掲げるものをいう。

- (1) 安心農産物 兵庫県認証食品として知事の認定を受けた農産物
- (2) 伝統農産物 兵庫県農林水産部が「ひょうごのふるさと野菜」に挙げる姫路市内で生産されてきた農産物
- (3) 加工品 兵庫県認証食品として知事の認証を受けた加工品
- (4) その他 姫路市長が認めたもの

3 ブランドマークとは、「ひめじ農産物」の普及を図るため、姫路市長が制定したマークをいう。

(ブランドマークの使用の届出をできる者)

第3条 ブランドマークの使用の届出をすることができる者は、姫路市内に住所を有する者又は姫路市内に主たる事務所を有する法人又は団体とする。

(ブランドマークの使用の届出手続)

第4条 ブランドマークを使用しようとする者は、ひめじ農産物ブランドマーク使用届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を姫路市長に提出するものとする。

2 届出書の提出については、市長が特に認める場合を除き、農産物を生産しようとする1ヶ月前までに行うものとする。

(報告及び審査の諮問等)

第5条 姫路市長は、第4条の規定による届出を受理した場合は、姫路市農産物ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

2 姫路市長は、第4条の規定による届出について疑義がある場合は、協議会に審査を諮問するものとする。

3 協議会は、審査等を行うにあたり現地調査を行うことができる。

(答申について)

第6条 姫路市長から審査の諮問を受けたときは、協議会は届出の内容を審査し答申するものとし、適当と答申を受けたときは、姫路市長は「ひめじ農産物」及び「ひめじこだわり農産物」を受理するものとする。

(ブランドマークの使用)

第7条 第4条の届出を受理された者（以下「届出者」という。）はブランドマークを使用できるものとする。

(ブランドマークの使用期間)

第8条 ブランドマークの使用については、届出日から起算して1年間とする。

(届出者の責務)

第9条 届出者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 栽培履歴を記録すること
- (2) ブランドマークを適正に使用すること
- (3) 農薬の使用基準や加工品製造に関する法令等を守ること
- (4) 土づくりを行い、できるだけ農薬を減らした栽培に努めること
- (5) その他姫路市長が必要と認めること

(実績報告)

第10条 届出者は、毎年度終了後にひめじ農産物ブランドマーク使用実績報告書(様式第2号)を姫路市長に提出しなければならない。

(ブランドマーク使用の取消し)

第11条 姫路市長は、届出者が次に掲げる事項に該当するときはブランドマークの使用を取り消すことができる。

- (1) 届出書類に意図的な偽りがあったとき。
- (2) 住所等の届出事項に該当しなくなったとき。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は姫路市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月11日から施行する。